

第一号様式(1)

大量保有報告書

変更報告書 No. 9 (イ)

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
X	13	京	28

関東財務局長 殿

氏名又は名称 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明

報告義務発生日 平成13年5月29日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年7月19日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社(ニ)

発行会社名	西濃運輸株式会社	会社コード	9076	頁 / 総頁	1 / 14
上場証券取引所	※① 東京 2 大阪 ③ 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌	※① 上場 2 店頭		提出者及び共同保有者の総数	4 名
本店所在地	岐阜県大垣市田口町1番地		提出形態(ホ)	※① 連名 2 その他	

2 提出者(大量保有者)(ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ(カタカナ)					
氏名又は名称		テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド			
フリガナ(カタカナ)					
住所又は本店所在地		バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759			
フリガナ(カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ(カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法人	職 業	勤務先住所			
	設立年月日	1992年 7月 17日	(フリガナ)	代表者役職	
個人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン	執行副社長、秘書役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武澤 朋子			
		電話番号	(03) 3403-5281		

3 保有目的(ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
-------------------	-----------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳(チ)

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	2,550,000株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K
対象有価証券かつトワラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合計	O 株	P 株	Q 2,550,000株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	発行済株式総数(平成13年5月29日現在)	U 152,919,216株
保有株券等の数(総数)(O+P+Q-R)	S 2,550,000株	上記提出者の株券等保有割合(S/(T+U)×100)	1.66%
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	直前の報告書に記載された株券等保有割合	1.70%

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(リ)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成13年3月29日	普通株式	91,000株	※1取得 ②処分	¥483
平成13年3月30日	普通株式	49,000株	※1取得 ②処分	¥478
平成13年4月2日	普通株式	28,000株	※1取得 ②処分	¥460
平成13年4月3日	普通株式	17,000株	※1取得 ②処分	¥471
平成13年4月4日	普通株式	28,000株	※1取得 ②処分	¥471
平成13年4月5日	普通株式	40,000株	※1取得 ②処分	¥475
平成13年4月6日	普通株式	40,000株	※1取得 ②処分	¥488
平成13年4月9日	普通株式	134,000株	※1取得 ②処分	¥503
平成13年4月10日	普通株式	57,000株	※1取得 ②処分	¥516
平成13年4月11日	普通株式	37,000株	※1取得 ②処分	¥511
平成13年4月12日	普通株式	146,000株	※1取得 ②処分	¥521
平成13年4月16日	普通株式	48,000株	※1取得 ②処分	¥531
平成13年4月17日	普通株式	32,000株	※1取得 ②処分	¥538
平成13年4月18日	普通株式	31,000株	※1取得 ②処分	¥539
平成13年4月19日	普通株式	8,000株	※1取得 ②処分	¥538
平成13年4月20日	普通株式	6,000株	※1取得 ②処分	¥539
平成13年4月23日	普通株式	16,000株	※1取得 ②処分	¥552
平成13年4月24日	普通株式	4,000株	※1取得 ②処分	¥559
平成13年4月25日	普通株式	4,000株	※1取得 ②処分	¥572
平成13年4月27日	普通株式	1,000株	※1取得 ②処分	¥557

発行会社の会社コード 9076

頁 / 総頁 3 / 14

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称 テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成13年5月2日	普通株式	4,000株	※1 取得 ② 処分	¥574
平成13年5月7日	普通株式	4,000株	※1 取得 ② 処分	¥574
平成13年5月8日	普通株式	10,000株	※1 取得 ② 処分	¥579
平成13年5月17日	普通株式	11,000株	※1 取得 ② 処分	¥547
平成13年5月25日	普通株式	1,000株	※1 取得 ② 処分	¥538
平成13年5月29日	普通株式	35,000株	※1 取得 ② 処分	¥586

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円) R 借入金額計 (千円) S

その他 (具体的に) 顧客の資金  
 その他金額計 (千円) T 2,664,861

取得資金合計 (R+S+T) (千円) 2,664,861

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業種	(フリガナ) 代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1					※1 2	
2					※1 2	
3					※1 2	
4					※1 2	
5					※1 2	
6					※1 2	
7					※1 2	
8					※1 2	
9					※1 2	
10					※1 2	

第一号様式(4)

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 9 (イ)**

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年5月29日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年7月19日 提出

**第1 提出者に関する事項**

**1 発行会社(ニ)**

発行会社 の 名 称	西濃運輸株式会社	会社コード	9076	頁 / 総頁	4 / 14
		※① 上場 2 店頭			
上 場 証 券 取 引 所	※① 東京 2 大阪 ③ 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌			提出者及び 共同保有者の総数	4 名
本店所在地	岐阜県大垣市田口町1番地			提出形態(ホ)	※① 連名 2 その他

**2 提出者(大量保有者)(ヘ)**

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ(カタカナ)					
氏名又は名称	テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー				
フリガナ(カタカナ)					
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデル、スウィート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500				
フリガナ(カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ(カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1979年10月24日	(フリガナ)	代表者役職	
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ギャリー・アール・クレモンズ	執行副社長
事 業 内 容	投資顧問業				
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号		東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
	電話番号	(03) 3403-5281			

**3 保有目的(ト)**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。

発行会社の会社コード	9076
------------	------

頁 / 総頁	5 / 14
--------	--------

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称	テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー
---------------------	-------------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳 (チ)

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	2,613,672 株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K
対象有価証券バックラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合 計	O 株		P 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	発行済株式総数 (平成13年5月29日現在)	U 152,919,216 株
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R)	S 2,613,672 株	上記提出者の株券等保有割合 (S / (T+U) × 100)	1.71 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	直前の報告書に記載された株券等保有割合	2.37 %

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 (リ)

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成13年3月29日	普通株式	65,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥483
平成13年4月3日	普通株式	17,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥471
平成13年4月4日	普通株式	22,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥471
平成13年4月5日	普通株式	30,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥475
平成13年4月6日	普通株式	65,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥488
平成13年4月9日	普通株式	215,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥503
平成13年4月10日	普通株式	91,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥516
平成13年4月11日	普通株式	62,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥511
平成13年4月12日	普通株式	230,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥521
平成13年4月16日	普通株式	77,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥531
平成13年4月17日	普通株式	52,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥538
平成13年4月18日	普通株式	46,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥539
平成13年4月19日	普通株式	17,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥538
平成13年4月20日	普通株式	12,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥539
平成13年4月23日	普通株式	29,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥552
平成13年4月24日	普通株式	114,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥559
平成13年4月25日	普通株式	102,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥572
平成13年4月26日	普通株式	52,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥569
平成13年4月27日	普通株式	59,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥557

発行会社の会社コード 9076

頁 / 総頁 6 / 14

提出者(大量保有者)の氏名又は名称 テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成13年5月1日	普通株式	35,000株	※1 取得 ② 処分	¥563
平成13年5月2日	普通株式	115,000株	※1 取得 ② 処分	¥574
平成13年5月7日	普通株式	88,000株	※1 取得 ② 処分	¥574
平成13年5月8日	普通株式	201,000株	※1 取得 ② 処分	¥579
平成13年5月9日	普通株式	37,000株	※1 取得 ② 処分	¥566
平成13年5月10日	普通株式	4,000株	※1 取得 ② 処分	¥566
平成13年5月16日	普通株式	7,000株	※1 取得 ② 処分	¥550
平成13年5月17日	普通株式	258,000株	※1 取得 ② 処分	¥547
平成13年5月18日	普通株式	20,000株	※1 取得 ② 処分	¥545
平成13年5月22日	普通株式	16,000株	※1 取得 ② 処分	¥545
平成13年5月23日	普通株式	20,000株	※1 取得 ② 処分	¥545
平成13年5月29日	普通株式	589,000株	※1 取得 ② 処分	¥586

発行会社の会社コード 9076

頁 / 総頁 7 / 14

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称 テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円) R

借入金額計 (千円) S

その他 (具体的に) 顧客の資金

その他金額計 (千円) T 1,327,551

取得資金合計 (R+S+T) (千円) 1,327,551

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 金 額 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式（8）

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 9 (イ)**

(法第 27 条の 23 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年5月29日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年7月19日 提出

**第1 提出者に関する事項**

**1 発行会社 (ニ)**

発行会社 の 名 称	西濃運輸株式会社	会社コード	9076	頁 / 総 頁	8 / 14
		※ ① 上場 2 店頭			
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 2 大阪 ③ 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌			提 出 者 及 び 共 同 保 有 者 の 総 数	4 名
本 店 所 在 地	岐阜県大垣市田口町1番地			提 出 形 態 (ホ)	※ ① 連名 2 その他

**2 提 出 者 (大量保有者) (ヘ)**

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )			
フリガナ (カタカナ)			
氏 名 又 は 名 称	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド		
フリガナ (カタカナ)			
住 所 又 は 本 店 所 在 地	英国 EH1 2EH、スコットランド、エディンバラ、サルティア・コート、キャッスル・テラス 20、		
フリガナ (カタカナ)			
旧 氏 名 又 は 名 称			
フリガナ (カタカナ)			
旧 住 所 又 は 本 店 所 在 地			
個 人	生 年 月 日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤 務 先 名 称
法 人	職 業		勤 務 先 住 所
	設 立 年 月 日	1985 年 4 月 3 日	(フリガナ)
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代 表 者 氏 名
			ディクソン・ビー・アンダーソン
	事 業 内 容	投資顧問業	代 表 者 役 職 取締役
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子
		電 話 番 号	(03) 3403-5281

**3 保有目的 (ト)**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード 9076

頁 / 総頁 9 / 14

提出者（大量保有者）の氏名又は名称 フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

4 上記提出者の保有株券等の内訳（チ）

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	626,106株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K
対象有価証券カードワラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合計	O 株		P 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	発行済株式総数 (平成13年5月29日現在)	U 152,919,216株
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S 626,106株	上記提出者の株券等保有割合 (S / (T+U) × 100)	0.41%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	直前の報告書に記載された株券等保有割合	0.57%

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（リ）

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成13年4月20日	普通株式	52,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥539
平成13年4月23日	普通株式	107,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥552
平成13年4月24日	普通株式	29,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥559
平成13年4月25日	普通株式	28,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥572
平成13年4月26日	普通株式	11,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥569
平成13年4月27日	普通株式	14,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥557
平成13年5月1日	普通株式	7,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥563
平成13年5月2日	普通株式	31,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥574
平成13年5月7日	普通株式	24,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥574
平成13年5月8日	普通株式	54,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥579
平成13年5月9日	普通株式	9,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥566
平成13年5月10日	普通株式	1,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥566
平成13年5月16日	普通株式	2,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥550
平成13年5月17日	普通株式	69,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥547
平成13年5月18日	普通株式	5,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥545
平成13年5月22日	普通株式	4,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥545
平成13年5月23日	普通株式	5,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥545
平成13年5月29日	普通株式	171,000株	※ 1 取得 ② 処分	¥586

発行会社の会社コード	9076
------------	------

頁 / 総頁	10 / 14
--------	---------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメント・マネジメント・リミテッド
-------------------------	---------------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R	借入金額計 (千円)	S
------------	---	------------	---

その他 (具体的に)	顧客の資金	その他金額計 (千円)	T	485,000
------------	-------	-------------	---	---------

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	485,000
------------------------	---------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 的 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 9 (イ)**

(法第27条の23第1項に基づく報告書)

(法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所

氏名又は名称                      弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年5月29日(ハ)

住所又は本店所在地                      東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年7月19日 提出

**第1 提出者に関する事項**

**1 発行会社(ニ)**

発行会社 の 名 称	西濃運輸株式会社	会社コード	9076	頁 / 総頁	11 / 14
		※① 上場 2 店頭			
上 場 証 券 取 引 所	※① 東京 2 大阪 ③ 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌			提 出 者 及 び 共 同 保 有 者 の 総 数	4 名
本 店 所 在 地	岐阜県大垣市田口町1番地			提 出 形 態 (ホ)	※① 連名 2 その他

**2 提 出 者 (大量保有者) (ヘ)**

※ 1 個人					
② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 (                      ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ				
フリガナ (カタカナ)					
住 所 又 は 本 店 所 在 地	カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート2101、アデレード ストリート イースト1				
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧 住 所 又 は 本 店 所 在 地					
個 人	生 年 月 日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1982年10月1日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ギャリー・アール・ノートン	上級副社長
	事 業 内 容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号		東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
	電 話 番 号	(03) 3403-5281			

**3 保有目的(ト)**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード 9076

頁 / 総頁 13 / 14

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円) R

借入金額計 (千円) S

その他 (具体的に) 顧客の資金  
 その他金額計 (千円) T 387,735

取得資金合計 (R+S+T) (千円) 387,735

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 的 金 額 目 的 (千円)
1					※ 1 2
2					※ 1 2
3					※ 1 2
4					※ 1 2
5					※ 1 2
6					※ 1 2
7					※ 1 2
8					※ 1 2
9					※ 1 2
10					※ 1 2

発行会社の会社コード	9076
------------	------

頁 / 総頁	14 / 14
--------	---------

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称	テンブ・ルトン・グローバル・アド・バイザーズ・リミテッド
---------------------	------------------------------

提出者及び共同保有者の総数	4名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者 (カ)

1	テンブ・ルトン・グローバル・アド・バイザーズ・リミテッド	21		41
2	テンブ・ルトン・インベストメント・カウンセラーズ・エルエルシー	22		42
3	フランクリン・テンブ・ルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	23		43
4	フランクリン・テンブ・ルトン・インベストメント・コープ	24		44
5		25		45
6		26		46
7		27		47
8		28		48
9		29		49
10		30		50
11		31		51
12		32		52
13		33		53
14		34		54
15		35		55
16		36		56
17		37		57
18		38		58
19		39		59
20		40		60

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳 (ヨ)

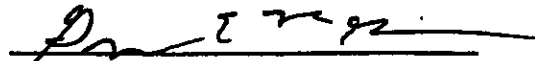
	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	6,549,778株
新株引受権証券	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D		K
対象有価証券パートナーシップ	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合計	O 株	P 株	Q 6,549,778株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R 株	発行済株式総数 (平成13年5月29日現在)	U 152,919,216株
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R)	S 6,549,778株	上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	4.28%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 株	直前の報告書に記載された株券等保有割合	5.14%

**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints  
appoints Mr. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo  
Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-  
ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and  
revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the  
Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of  
Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial  
Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the  
"SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related  
stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such  
other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary  
or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of  
Attorney this 22 day of May, 2000.

Templeton Global Advisors Limited

  
\_\_\_\_\_  
Gregory E. McGowan  
Executive Vice President and Secretary

<訳文>

## 委 任 状

テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2000年5月22日日本委任状に適式に署名する。

テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴワン  
執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明





**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Investment Counsel, LLC. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2nd day of March, 2001.

Templeton Investment Counsel, LLC.

By: Gary R. Clemons

Name: Gary R. Clemons

Title: Executive Vice President

<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

（署 名）

ギャリー・アール・クレモンズ  
執行副社長

上記正訳しました

弁護士 江口直明



**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investment Management Ltd. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2<sup>nd</sup> day of MARCH, 2001.

Franklin Templeton Investment Management Ltd.

By: D. S. Anderson

Name: DICKSON ANDERSON

Title: DIRECTOR

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・  
マネジメント・リミテッド

（署 名）

\_\_\_\_\_  
ディクソン・ビー・アンダーソン  
取締役

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明



**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2<sup>nd</sup> day of March, 2001.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: G. R. Norton

Name: GARY R. NORTON

Title: SR. VICE PRESIDENT, INVESTOR AND DEALER SERVICES

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ

（署 名）

ギャリー・アール・ノートン

上級副社長

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明

